サロン等資機材貸出しの際のお願い

（貸出し対象者）

1　貸出し対象者は、サロン等の地域の居場所を運営する町内に住所を有する方です。

（貸出し期間）

2　貸出し期間は、原則として１か月以内です。

（貸出し料）

3　貸出しの料金は無料です。

（貸出し中管理及び故障に伴う賠償）

4　貸出し中は、以下の事項を遵守してください。

⑴　貸出し利用者は資機材を善良なる管理者の注意をもって管理し、使用してください。

⑵　貸出しの目的に反して使用しないでください。

⑶　貸出し利用者は資機材を処分、転貸または譲渡しないでください。

⑷　資機材の故障は、実費を弁償してください。ただし、消耗的な故障による修理費は本会が負担します。

⑸　本会は、資機材の利用に際して事故が発生した場合、あらゆる損害に対して賠償責任を負いません。

（資機材の返却）

5　以下の事項に該当する場合は、清掃のうえ速やかに返却してください。

⑴　資機材を利用しなくなったとき。

⑵　１の貸出し対象者に該当しなくなったとき。

【問い合わせ・連絡先】
社会福祉法人　蟹江町社会福祉協議会
蟹江町大字西之森字海山３２６番地３
ＴＥＬ　０５６７－９６－２９４０
ＦＡＸ　０５６７－９５－７９８６

返却日　　年　　月　　日